

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用徴収に関する事務
②事務の概要	藤井寺市は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 老人福祉法第11条に基づき、老人ホーム等へ入所させ、又は当該市町村以外の老人ホーム等へ委託するなど、必要な措置を講じる。 ①老人ホーム等の入所事務にかかわる受付・審査・決定通知等発行 ②老人ホーム等の負担額にかかわる徴収事務 ③老人ホーム等の措置費にかかわる確認支払い事務
③システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
老人福祉法による措置又は費用徴収ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・第9条第1項 ・別表第61の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) なし (第2条の表における情報照会の根拠) 86、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部高齢介護課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部高齢介護課 072-939-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、住基ネット照会を行う際には氏名による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う職員が取扱研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	藤井寺市健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	II しいい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月30日	II しいい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢介護課長 北裏 善一	高齢介護課長 伊藤 博文	事後	
平成29年5月15日	II しいい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月15日	II しいい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	高齢介護課長 伊藤 博文	高齢介護課長	事後	
令和1年6月24日	II しいい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	2019/4/1	事後	
令和1年6月24日	II しいい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	2019/4/1	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	《新設》	1.基礎項目評価書 2.十分である 3.十分である・十分である 4.十分である 5.提供・移転しない 6.十分である・十分である 7.十分である 8.自己点検・内部監査 9.十分に行っている	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	II しいい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II しいい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和5年5月26日	II しいい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月26日	II しいい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 3.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の41の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府 総務省令第5号) ・第32条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・第9条第1項 ・別表第61の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第54条	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠 61、62の項	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) なし (第2条の表における情報照会の根拠) 86、87の項	事後	
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、住基ネット照会を行う際には氏名による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年度、特定個人情報を取り扱う職員が取扱研修を受講している。	事後	